

佐倉市がん患者アピアランスケア支援事業 Q&A

No.	質問 (Q)	回答 (A)
1	助成してもらえる回数は何回ですか。	1人につき医療用ウィッグ等1回、胸部補整具1回になります。
2	補助対象となる補整具は、1人1つですか。	いいえ。 購入される個数は問いませんので、複数でも対象となります。ただし、申請は1回にまとめて合計額で申請してください。また、いずれの補整具についても、申請期限内にあることが必要です。
3	現在、佐倉市に住んでいますが、医療用補整具等を購入・レンタルしたときは、別の自治体に住んでいました。助成の対象となりますか。	対象となりません。 購入した日から、申請を行う日まで佐倉市民でいるかたが対象です。
4	過去に医療用ウィッグで補助を受けました。今回、胸部補整具で補助を受けられますか。	可能です。 (医療用ウィッグ等、胸部補整具のそれぞれで補助対象者につき1人1回申請ができます。)
5	年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。 なお、助成対象者が未成年者の場合、申請者は親権者または未成年後見人となります。
6	助成金の対象者本人以外が申請を行うことは可能ですか。	原則として、助成対象者本人が申請してください。 ただし、助成対象者が未成年者の場合は、その法定代理人(親権者)または未成年後見人が申請してください。
7	販売店などの「事業者」が申請書を提出することができますか。	事業者が代理で提出することはできません。
8	令和5年3月31日以前に購入及びレンタル開始したものは対象となりますか。	対象となりません。 補助対象となるのは、令和5年4月1日以降に購入及びレンタル開始したものとなります。

9	<p>がん以外の病気等で脱毛した場合も対象になりますか。</p>	<p>がん以外の病気等による脱毛の場合は、対象外です。本制度は、がん治療による外見変貌を補完する補整具等の購入費用助成を目的としているため、がん治療の副作用による脱毛に限ります。</p>
10	<p>過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除のために医療用ウィッグ等や補整下着を購入したのですが、助成対象になりますか。</p>	<p>治療を受けた時期は問いません。令和5年4月1日以降に購入したものであれば、対象になります。</p> <p>例) がん治療を受けた日が3年前でも、現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具の購入が申請の対象期間内であれば、対象となります。</p>
11	<p>医療用ウィッグ等について、補助対象となるものは何ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全頭用ウィッグ ・部分用ウィッグ ・頭皮保護用ネット(インナーキャップ) ・ウィッグ付き(髪付き)帽子 ・医療用帽子 <p>※以下のものは、補助対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウィッグのスタンドやブラシ、ウィッグ用のシャンプー、クリーナー、スタイリング剤等の附属品 ・つけまゆ毛などのまゆ毛ケア用品
12	<p>ウィッグを自作する場合、製作費(自分で作った場合の材料費など)は対象ですか。</p>	<p>自作される場合は、対象になりません。</p>
13	<p>胸部補整具について、補助対象となるものは何ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補整下着 例) ノンワイヤーソフトブラ、シャツやキャミソールタイプブラ等 ・補整パッド 例) ウレタンパッド、ジェルパッド等 ・人工乳房、人工ニップル 例) 肌に直接接着させて使うもののみ

		<p>※以下のものは、補助対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴時に乳房を保護する「バスタイムカバー」 ・乳房切除、乳房温存、再建手術後の手術部を保護する目的のサージカルケアブラ（胸帯、ブレストバンド）、専用洗剤、クレンザー、洗濯用ネット、保湿剤等の購入費
14	購入する際にかかった消費税は対象になりますか。	対象になります。
15	通信販売やネット注文で購入したものは対象ですか。	対象です。
16	通信販売や遠隔地の店舗等で購入した際の送料や振込手数料、購入に要した交通費は対象ですか。	対象外です。
17	複数店舗で購入した場合でも、すべて対象となりますか。	<p>対象です。</p> <p>各店舗からの領収書をまとめて申請してください。申請は対象区分ごとに1人1回までです。</p>